
「PC リモート管理サービス」
利用規約

(第 6.0 版)

2011 年 10 月 27 日

KDDI株式会社



「PC リモート管理サービス」利用規約

(取扱いの準則)

第1条

KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「PC リモート管理サービス」利用規約(以下「本規約」といいます。)により PC リモート管理サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

但し、PC データ削除メニューについては「PC リモートデータ削除サービス契約約款」に基づき提供します。

(提供条件の変更)

第2条

当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
契約者	当社と本契約を締結している者をいいます。
メニュー	本サービスで提供する各機能をいいます。
管理対象 PC	契約者が指定する、本サービスの提供の対象となる PC(当社が別に定める動作条件等を満たす PC に限ります。)をいいます。
インベントリ情報	管理対象 PC のハードウェア、ソフトウェア、セキュリティ対策状況等に関する情報をいいます。
操作ログ	管理対象 PC で行われた操作の記録をいいます。
ウイルス対策	管理対象 PC をコンピュータウイルスの感染から防御する機能をいいます。
サービスシステム	Web サーバ、DB サーバ、ログサーバ等から構成される、当社が本サービスを提供するために使用するシステムをいいます。
サービス用エージェント	自動的に管理対象 PC のインベントリ情報、操作ログ情報、ウイルス対策情報を収集し、サービスシステムへ送信する機能、管理対象 PC のウイルス感染を防御する機能などを有する、本サービスを提供するためのソフトウェア(そのインストールに必要なインストーラを含みます。)をいいます。
Web ポータル	管理対象 PC から収集されたインベントリ情報、操作ログ、ウイルス対策等の情報を閲覧等するためのポータルサイトをいいます。
営業日	土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とされた日)並びに年末年始(12 月 29 日～1 月 4 日)を除く日をいいます。
営業時間	営業日の 9 時から 17 時 30 分(いずれも日本標準時とします。)までをいいます。
お客さま管理者	管理対象 PC から収集されたインベントリ情報、操作ログ、ウイルス対策等の情報を閲覧等する権限を有する、契約者が指定する管理者をいいます。

(本サービスの内容)

第4条

本サービスの内容は、別紙1に定めるとおりとします。

(契約の申込み及び承諾)

第5条

本契約の申込みを行おうとする者(以下「申込者」といいます。)は、本規約、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に記載されている内容、F-Secure ライセンス約款、SecureDoc ソフトウェア使用許諾契約および Zscaler Terms of Use を承諾のうえ、申込書に、会社名、所在地、本サービスの利用開始希望日、管理対象 PC の台数、連絡先 E メールアドレス等の必要事項を記入して、当社又は当社が別途指定する者に提出するものとします。なお、本サービスの利用開始希望日は、メニュー固有の定めがない限り、申込書の提出日から10営業日目以降の日に限り指定することができるものとしますが、都合により希望に沿えない場合があります。

2前項の申込書による本サービスの申込を当社が承諾したときに、当社と申込者との間で本契約が成立するものとし

ます。

3当社は、前項により本契約が成立した場合、メニュー固有の定めがない限り、本サービスの利用開始希望日の前日までに、申込書で指定された連絡先 Eメールアドレス宛に、開通日その他の当社の定める事項を記載した開通通知を発信します。

4申込者は申込書に記載した本サービスの利用開始希望日の前日までに、当社から開通通知が届かない場合、当社にその旨をご連絡いただくものとします。開通日当日までに当社へご連絡がない場合、開通日の翌日をサービス開始日とし、正常にサービスの提供が開始したものとみなします。

5当社は、次の各号の何れかに該当する場合は、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の記載があるとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 申込者が、過去に当社が提供するサービスの料金等金銭債務の支払いを怠り、又は本サービスの料金の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 申込者が、第15条に定める禁止事項に反する行為を行ったことがあり、又は行うおそれがあるとき
- (4) 申込者が日本国内に事業拠点(本店、支店、営業所又は事務所等)を有しないとき
- (5) 本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障があるとき、又はそのおそれがあるとき
- (6) 前各号に定めるほか、当社が別に定めるとき

(契約期間等)

第6条

本契約の契約期間は、メニュー固有の定めがない限り、サービス開始日から開通日が属する月の3ヶ月後の月の末日までとします。なお、契約期間が満了する月の前月 15 日までに、契約者が次項に従い解約手続きを行わなかった場合、本契約の契約期間は自動的に1ヶ月間延長されるものとし、以降も同様とします。

2契約者は、本契約を解約する場合、本契約の解約を希望する日の前月 15 日までに当社所定の解約申込書(以下「解約申込書」といいます。)に記載されている内容を承諾のうえ、解約申込書に必要事項を記入して、当社又は当社が別途指定する者に提出するものとします。

(契約内容の変更等)

第7条

契約者は、メニュー固有の定めがない限り、当社所定の変更申込書(以下「変更申込書」といいます。)に記載されている内容を承諾のうえ、変更申込書に必要事項を記入して、変更を希望する日の10営業日前までに、当社又は当社が別途指定する者に提出することで、本サービスのメニュー、管理対象 PC の台数その他の本サービスの利用内容を変更することができるものとします。

2契約者が申し込んだ管理対象 PC の台数を超過してサービス用エージェントのインストールを行った場合、当社は、事前に契約者へ通知を行ったうえで、その超過した台数分の一時金及び月額料金(いずれも第9条に定めるものをいいます。)を請求することができます。なお、この場合、契約者は、当社の指定する日までに、当社又は当社が別途指定する者に変更申込書を提出するものとします。

(契約終了の処理)

第8条

契約者は、本契約を解約する場合、契約者が本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたサービス用エージェントを本契約終了日までに、管理対象 PC からアンインストールもしくは廃棄するものとします。なお、解約日から30日を経過してもサービス用エージェントをアンインストールしない場合、解約前の契約内容にしたがって、当社にサービス料金を支払うものとします。

(本サービスの料金)

第9条

本サービスの料金は、別紙2の『サービス料金表』(以下「料金表」といいます。)に定める、一時金(以下「一時金」といいます。)、月額料金(以下「月額料金」といいます。)、年額料金(以下「年額料金」とい、全てあわせて「サービス料金」といいます。)からなるものとします。

(サービス料金の計算方法)

第10条

月額料金は、開通日の属する月の翌月1日から発生するものとし、当社は、暦月毎に月額料金を計算し、これに係

る消費税及び地方消費税相当額を加算して、その翌月に契約者に請求書を送付することにより請求します。また、一時金および年額料金については、当社が発行する請求書に従い、当社に支払うものとします。

2第7条に定める変更手続きにより管理対象 PC の台数が増減した場合、月額料金は、かかる増減が生じた月の翌月1日から変更されるものとします。なお、当該変更手続きに係る一時金については、変更された日の属する月の翌々月に合算して請求します。

3月額料金および年額料金は、日割計算を行なわないものとします。解約その他事由の如何を問わず本契約が月の途中に終了した場合でも、契約者は当該月の末日までの月額料金を支払うものとします。但し、サービス開始日から開通日が属する月の3ヶ月後の月の末日までの期間に、事由の如何を問わず本契約が終了した場合、契約者は、メニュー固有の定めがない限り、当該期間の残余の期間に対応する月額料金を一括して支払うものとします。

4年額料金は、解約その他事由の如何を問わず本契約が契約期間満了をまたずに終了した場合でも、返還処理はいたしません。

(料金等の支払い)

第11条

契約者は、前条の請求書により請求された金額を、当該請求書で指定された期日(以下「支払期日」といいます。)までに、当該請求書で指定された方法により、当社又は当社が別途指定する者に支払うものとします。

(遅延損害金)

第12条

契約者は、サービス料金その他の金銭債務(遅延利息を除きます。)について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数について年14.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別途指定する期日までに支払うものとします。

(本契約の解除等)

第13条

当社は、契約者が次の各号の何れかに該当するときは、何ら事前の通知又は催告を要せず、即時に本契約を解除することができるものとします。

- (1)支払期日を徒過してもサービス料金その他の金銭債務を支払わないとき
- (2)本契約の成立後、第5条第4項各号の一に該当したとき、又はそのおそれがあるとき
- (3)前二号に定める以外に本規約の各条項の一に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかつたとき
- (4)差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあつたとき、又は租税滞納処分を受けたとき
- (5)破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあつたとき、又は裁判所の会社解散命令若しくは会社解散判決があつたとき
- (6)合併によらず解散しようとしたとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (7)自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となつたとき
- (8)その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (9)当社若しくは第三者の名誉、信用を失墜させ、又は当社若しくは第三者に重大な損害を与えたとき、又はそれらのおそれがあるとき

2契約者は、前項各号の何れかに該当した場合、当然に期限の利益を失い、直ちにサービス料金その他の金銭債務を履行するものとします。

3当社は、第1項の規定により本契約を解除した場合であつて、当該解除により当社に損害が発生したときは、その損害の賠償を契約者に請求することができるものとします。

(契約者の義務負担等)

第14条

契約者は、本サービスを利用するにあたつて発生するインターネット等の通信料及びその他一切の費用を負担するものとします。

2契約者は、本サービスの利用のために当社から提供されたユーザ ID、パスワードを自己の責任と負担で適切に管理等するものとします。

3契約者は、サービス用エージェントの仕様等について予め了解の上で、サービス用エージェントを自己の責任と負

担で管理対象 PC にインストールするものとし、当社が改良されたサービス用エージェントの提供を行ったときは、管理対象 PC にインストールされたサービス用エージェントを、改良後のサービス用エージェントにバージョンアップするものとします。

4 契約者は、お客さま管理者に変更が生じた場合、当社が別に定める手続きにより、速やかにその変更を届け出るものとします。

(禁止事項)

第15条

契約者は、本サービスの利用に際し、次の各号に定める行為、又はこれらに類似する行為を行ってはならないものとします。

- (1) サービスシステム上にある情報の改ざん・削除・破壊
 - (2) 契約者以外の第三者に対するサービス用エージェントの提供・販売・再配布・レンタル・リース
 - (3) サービス用エージェントのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
 - (4) サービスシステムに対して不正なデータ・コンピュータウイルス等を送信・入力する行為
 - (5) サービスシステムに対し、不正アクセスを行う行為
 - (6) サービスシステムに対し、当社がマニュアル等で定める以外の操作を行う行為
 - (7) 悪質なコードまたはマルウェアの保存、通信等本サービスの適正な提供を害する可能性のある行為
 - (8) 本サービスの信用を毀損する行為
 - (9) 他人を誹謗・中傷し、又はプライバシーを侵し、名誉を毀損する行為
 - (10) 公序良俗に反する行為
 - (11) 「迷惑メール」及び「迷惑メール」に類するものを送信する行為
 - (12) 本サービスにおいて登録する連絡先等として第三者の E メールアドレスを登録する行為
 - (13) その他、当社が不適切と判断した行為
- 2 当社又は当社の指定する者は、サービスシステムへの不正アクセスの有無等を調査、監視等するために、サービスシステムへのアクセス状況その他本サービスの利用履歴を管理・調査・閲覧等することができるものとします。

(知的財産権)

第16条

本サービスに関する著作権、特許権、商標等の一切の知的財産権は、当社または当社に使用許諾を行う者に帰属します。

(本サービスの範囲)

第17条

次に定める事項は、本サービスの対象外となります。

- (1) サービス用エージェントのインストール及び本サービスに係る各種設定
- (2) 管理対象 PC の不具合についての対応
- (3) 技術員を現地に派遣しての本サービスに係る障害等への対応
- (4) サービス用エージェントをインストールした管理対象 PC の定期点検、予防処置

(免責)

第18条

本サービスの提供に関し当社が契約者に対して負う責任は、本サービスを契約者のために最善の努力をもって提供することに限られ、かかる提供がなされた限り、当社は、提供した本サービスの内容、結果につき一切の責任は負わないものとします。

2 当社は、本サービスの利用にあたり必要となるユーザ ID 及びパスワードについて、契約者がその使用方法等を誤り、又は第三者によって使用されたことにより、契約者に損害が生じた場合であっても、その責任を一切負わないものとします。

3 当社は、サービス用エージェントのインストールにより管理対象 PC に発生した事象及び契約者がサービス用エージェントをバージョンアップしないことにより発生した事象について一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、契約者がサービスシステムに登録した E メールアドレスが誤っていた場合等、契約者の故意又は過失によって本サービスで収集された情報が第三者に開示、漏洩されたときには、一切の責任を負わないものとします。

5 当社は管理対象 PC に起因して本サービスが提供できない場合には一切の責任を負わないものとします。

6当社は、サービスシステムで使用されるハードウェアの故障・瑕疵及びソフトウェアの不具合、又は本サービスで収集された情報の滅失、消滅等に起因して契約者に生じた直接又は間接の損害に対して一切の責任を負わないものとします。

7当社は、ウイルス対策機能に関し、その品質、性能、機能及びその他瑕疵がないことを何ら保証するものではありません。当社は、万一、ウイルス対策機能の瑕疵等によりお客様が損害を被った場合であっても、その責任を一切負いません。

8当社は、本サービスの提供において、その正確性・完全性・有用性を保証するものではありません。

9本サービスは、契約者の保有する機密情報や個人情報の漏洩その他全ての情報セキュリティに関する事件、事故を防止することを保証するものではありません。

(不可抗力の免責)

第19条

天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他当社の責めに帰すべからざる事由による本契約の不履行又は遅滞について、当社はその責任を負わないものとします。

(損害の賠償)

第20条

当社は、本規約に違反し、又は本サービスを提供するにあたり当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、本規約で別段の定めがある場合を除き、相当因果関係の範囲内にある通常生ずべき範囲で、且つ当該損害が生じた日の属する月の月額料金に相当する額を限度として、契約者に当該損害を賠償する責任を負うものとします。

(委託)

第21条

当社は、何ら契約者の承諾なく、本サービスの提供に必要となる業務の全部又は一部を第三者に委託等することができるものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第22条

契約者は、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

(秘密の保持)

第23条

契約者は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行に際して知り得た当社の営業上、技術上その他の業務上の秘密とすべき情報、本サービスに関するドキュメント類(以下「秘密情報」といいます。)を秘密として厳格に取り扱い、本契約の契約期間中はもとより本契約終了後も、第三者に開示し、又は本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。

2契約者は、自己から又は自己を通じて当社の秘密情報にアクセスした者が、本契約の条項に違反し又は違反を試みているという事実を認識し、又は認識する合理的な理由がある場合には、直ちに当社に対しその旨を通知するものとします。契約者は、当社が当該違反者(又は違反を試みている者)に対して行う差止請求又はその他の救済の請求について、当社の要求に従い合理的な範囲で協力するものとします。

3当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、当社が公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

(本サービス提供の停止等)

第24条

当社は、次の各号の何れかに該当すると当社が判断した場合は、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は終了することができるものとします。

(1) 当社設備の保守点検を行なう場合

(2) 当社の責めに帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難になった場合

(3) その他、本サービスの全部又は一部につき、その提供を停止又は終了するべきやむを得ない事情がある場合

2当社は、前項に基づき本サービスの提供の全部又は一部を停止し又は終了する場合は、その旨を当社が別途指定するインターネット上のホームページサイト又は E-mail に掲載することにより契約者に通知します。但し、緊急の

場合は、この限りではありません。

3当社は、第1項に基づき本サービスの全部又は一部の提供を停止し又は終了したことにより契約者が損害を被った場合であっても、その責任を一切負わないものとします。

(情報の消去)

第25条

当社は、本契約の終了の時点で当社が保有する、インベントリ情報、操作ログ、ウイルス対策等の情報について、メニュー固有の定めがない限り、解約日から3ヶ月後に消去するものとします。

(合意管轄)

第26条

本契約又は本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第27条

契約者及び当社は、相互に協力の上、本契約を履行するものとし、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

以 上

『サービス内容』

本サービスの内容等は以下に定めるとおりとします。なお、その詳細は、当社が別に定めるマニュアルに記載する
とおりとします。

1. メニュー

- PC 資産管理
- PC 操作ログ
- ウィルス対策
- HDD 暗号化
- PC 節電管理(エネパル PC パック)

※「エネパル®」は、NEC フィールディングの登録商標です。
- URL フィルタリング
- PC 制御オプション

2. お問合せ受付・対応時間

当社は、以下の各号に定める窓口において、本サービスに関するお客さま管理者からの問合せを受け付け、これ
に対応します。

(1)PC 資産管理、PC 操作ログ、ウィルス対策、HDD 暗号化、URL フィルタリング、PC 制御オプション

①電話窓口

電話番号: 開通通知書に記載した電話番号

受付時間: 営業日の営業時間内

②Eメール窓口

メールアドレス: 開通通知書に記載したメールアドレス

受付時間: 営業日の営業時間内

(2)PC 節電管理(エネパルPCパック)

①電話窓口

電話番号: PP・サポートサービス実施条件に記載した電話番号

受付時間: PP・サポートサービス実施条件に記載した営業時間内

3. サービス内容

(1)PC 資産管理

1)インベントリ情報の収集・管理・保管

①当社は、管理対象 PC からインベントリ情報を収集し、サービスシステムにて管理・保管します。

②サービス用エージェントをインストールした管理対象 PC から収集されたインベントリ情報は、サービスシステムに保管され、管理対象 PC からサービスシステムに送信される毎に上書きされます。

2)Web ポータルの閲覧

①当社は、収集した情報について、お客さま管理者がインターネットを介し、Web ブラウザを使用して、検索・レポートの閲覧を行うための Web ポータルを提供します。

②前号の検索及びレポートの閲覧に使用する Web ブラウザソフトウェアは、Microsoft 社製「Microsoft Internet Explorer」とし、そのバージョンは 6 以上のものとします。

③お客さま管理者は、当社から提供された専用のユーザ ID・パスワードを使用して Web ポータルを利用します。なお当社から提供された専用のユーザ ID の変更・追加はできません。

④PC 資産管理に関する Web ポータルの機能は以下のとおりです。

- ・IT 資産管理レポート(日次・月次)
- ・資産管理機能
- ・複数条件絞り込み検索機能
- ・複数条件絞り込み検索テンプレート機能

- ・ライセンス管理機能
- ・ソフトウェア集計機能
- ・管理者定義情報設定機能
- ・IT 資産レポートポリシー設定機能
- ・CSV ダウンロード機能
- ・登録情報アップロード機能
- ・部署別管理者権限機能
- ・IT 資産管理レポート(日次)メール機能
- ・ライセンス超過お知らせメール機能

⑤資産管理に関する Web ポータルでは以下の制限があります。

- ・部署別管理者権限機能は閲覧する箇所を制限するユーザ ID を作成する機能であり、作成できるユーザ ID 数は 50 個までとします。
- ・部署別管理者はライセンス管理機能を使用できません。
- ・部署別管理者は登録情報アップロード機能を使用できません。
- ・部署別管理者は部署別管理者権限機能を使用できません。
- ・部署別管理者は管理者定義設定情報を使用できません。
- ・部署別管理者は IT 資産レポートポリシー設定機能を使用できません。

⑥Web ポータルで閲覧されるインベントリ情報の内容は、1 日に 1 度更新されます。

⑦当社は、Web ポータルにてインベントリ情報を基に生成される IT 資産レポートやその他機能を提供する為のデータを、最大 3 年間保管します。なお、3 年を超えたデータは随時削除します。

(2)PC 操作ログ

1)操作ログの収集・管理・保管

- ①当社は、管理対象 PC から、操作ログを収集し、サービスシステムにて管理・保管します。
- ②管理対象 PC から収集した操作ログの保管期間は、収集した日の属する月の3ヶ月後の月の末日までとし、保管期間を超えた操作ログは随時削除されるものとします。
- ③当社は、オプションサービスとして、上記②に定める保管期間内の操作ログのバックアップ機能を提供します。当該サービスの提供料金は別途見積とし、契約者は、当社が別に定める手続きにより、見積依頼及び当該サービスの申込みを行うものとします。

2)Web レポートの閲覧

- ①当社は、収集した操作ログについて、お客さま管理者がインターネットを介し、Web ブラウザを使用して、検索・レポートの閲覧を行うための Web ポータルを提供します。
- ②前号の検索及びレポートの閲覧に使用する Web ブラウザソフトウェアは、Microsoft 社製「Microsoft Internet Explorer」とし、そのバージョンは 6 以上のものとします。
- ③お客さま管理者は、当社から提供された専用のユーザ ID・パスワードを使用して Web ポータルを利用します。なお当社から提供された専用のユーザ ID の変更・追加はできません。
- ④PC 操作ログに関する Web レポートの種類は以下の通りです。
 - ・日次レポート
 - ・月次レポート
 - ・コンピュータ別レポート
- ⑤Web レポートの固定カテゴリは 10 種類です。
- ⑥Web レポートの内容は、4 時間に一度程度を目安として更新されます。

3)操作ログの検索

- ①当社は、お客さま管理者が Web ポータルにおいて操作ログを検索することのできる機能を提供します。
- ②前号の機能により、お客さま管理者は、操作ログを年月日を指定して日単位で検索し、その結果を Web ポータルに表示させることができます。
- ③お客さま管理者は、Web レポートには反映されないカテゴリ外の操作ログも検索・閲覧することができます。
- ④保管期間が(2)1 項 ②に定める保管期間を超えない操作ログを、検索の対象とします。当該保管期間を超えた操作ログについては、検索の対象外とします。

4)アラート機能

- ①当社は、お客さま管理者があらかじめ設定した内容に従って、自動でキーワードを検知し、E-mail を使用してお客さま管理者に通知する機能を提供します。
- ②設定することのできるキーワード内容の設定は、最大 10 個とします。
- ③設定することのできる E-mail の送信先は、最大 5 個とします。
- ④設定したキーワードの検知及びアラートの送信は、4 時間に一度程度を目安として行われるものとします。

5) イエローカード機能

- ①当社は、お客さま管理者が Web ポータルから E-mail を使用して、管理対象 PC の利用者に対し手動で警告を発する機能を提供します
- ②お客さま管理者が警告を発する際は、都度 E-mail の送信先及び本文を手動で設定します。

(3) ウイルス対策

- 1) 当社は、管理対象 PC のウイルス対策機能とお客さま管理者がインターネットを介し、Web ブラウザを使用して、ウイルス対策の運用管理やレポートの閲覧を行うための Web ポータル機能を提供します。なお、ウイルス対策機能および Web ポータル機能はエフセキュア株式会社の開発する「F-Secure® Protection Service™ for Business (PSB)」のサービスシステムおよびソフトウェアにて提供します。
- 2) 前号の Web ポータル機能に使用する Web ブラウザソフトウェアは、Microsoft 社製「Microsoft Internet Explorer バージョン 6 以上」または、Mozilla 製「Firefox バージョン 2 以上」とします。
- 3) お客さま管理者は、当社から提供された専用のユーザ ID・パスワードを使用して Web ポータルを利用します。当社から提供された専用のユーザ ID の変更はできないものとし、パスワードはお客さま管理者自身が Web ポータルから変更できるものとします。
- 4) Web ポータルを利用するパスワードの変更および再設定機能を提供します。

- 5) お客さま管理者は当社から提供されたユーザ ID 以外に、他のユーザ ID を作成する機能を提供します。

6) ウイルス対策機能

管理対象 PC へ以下の機能を提供します。

①ウイルス・スパイウェア対策

管理対象 PC へのウイルス感染やスパイウェア導入を防御します。

②ファイアウォール

管理対象 PC におけるネットワーク通信を制御します。

③アプリケーション通信制御

アプリケーションによるネットワークへの通信を制御します。

④スパムコントロール

データベースによってスパムメールを自動的に判断します。特定メールソフトと連携し指定フォルダへ自動的に振り分けを行います。

⑤ブラウザ保護

サイト検索結果に表示されたサイトがウイルスに感染する危険サイトかを自動的に判別します。

⑥ルートキット対策

自分自身を隠蔽するウイルスを検知・駆除します。

⑦自動更新

ウイルス定義ファイルおよびウイルス対策ソフトウェアのバージョンアップを自動的に行います。同一 LAN の最新のウイルス定義ファイルやソフトウェアバージョンを持つ PC から最新のウイルス定義ファイルやソフトウェアをコピーします。

⑧情報収集

ウイルス定義ファイルの更新情報やウイルス検知情報等、各管理対象 PC のウイルス対策情報を自動的に収集し、サービスシステムへ送信します。

7) Web ポータル機能

お客さま管理者へ以下の機能を提供します。

①概要レポート

閲覧時点の管理対象 PC 全体のウイルス対策状況の概要レポートを提供します。

②コンピュータレポート

閲覧時点の各管理対象 PC のウイルス対策状況を表示します。

各管理対象 PC へのウイルススキャン実行と情報収集指示機能を提供します。

ウイルス対策ソフトウェアの各機能の有効化やセキュリティポリシーの配布機能を提供します。

③ライセンス管理

複数のライセンスキー(以下、キーコードと言います。)の利用状況を管理します。

1つのキーコードは管理対象 PC1000 台まで利用できます。

④過去レポート

閲覧時点から過去 4 週間分の管理対象 PC の保護状況、ウイルス定義ファイル更新状況、ウイルス検知状況等を提供します。

⑤セキュリティプロファイル

お客様によって管理対象 PC に対するセキュリティポリシーやファイアウォールポリシーの設定機能を提供します。

(4) HDD 暗号化

1) エージェントの提供

当社は、管理対象 PC へインストールするサービス用エージェント(SecureDoc)を提供します。契約者は、当エージェントの使用にあたり、SecureDoc ソフトウェア使用許諾契約によって規定されることを確認するものとします。なお、本メニューに関する著作権、その他知的財産権およびその他の権利については、当社およびエージェントの開発元である WinMagic inc. が有します。当社は本契約の履行に必要な範囲で、契約者の情報を WinMagic Inc. に対し開示できるものとします。

2) SecureDoc マネージドサービスの提供

当社は、管理対象 PC へ以下のサービスを提供します。なお、SecureDoc のバージョンアップにより、提供サービス内容や標準仕様・制限が変更される場合があります。

※ 管理対象 PC の機種によって、プリブート認証およびそれに付随する機能を提供できない場合があります。

2-1) プロファイル作成および設定

提供内容

A 管理対象 PC のプリブート認証(OS ログイン前の認証)を行います。認証におけるポリシー設定は以下の通り設定します。

①ログイン失敗回数: 10回(本回数を超えた場合はログイン不可とします。)

②サーバ通信間隔: 60分

③非通信検知日数: 無制限、7日、14日、21日、30日(設定期間中にアクセスが無い場合、ログイン不可とします。)

④HDD 暗号化領域: HDD 全域

B アクセスコントロール設定は以下のとおり設定します。

①CD/DVD: 無制限、読み込み可(書き出し禁止)、読み取り不可・書き込み不可(使用不可)

②リムーバブルディスク(SD、USB など): 無制限、読み込み可(書き出し禁止)、読み取り不可・書き込み不可(使用不可)

C ユーザ権限の設定を行います。

①パスワード変更のみ可能なユーザ権限を設定します。

D パスワードルールの設定を行います。

①以下のパスワードルールを設定します。

8 文字以上で、英大文字、英小文字、数字をそれぞれ 1 文字以上含むこと。

E 上記 A-③、B-①、②、C-①の設定値は、契約者の依頼により設定変更することができます。

制限事項

・プロファイル設定変更の依頼内容によっては、一部設定変更が出来ない場合があります。

2-2) サービスデスクサポート

提供内容

A サポート業務は、以下を実施します。

①PC 無効化 リモート制御によるユーザの削除(ユーザ削除により、起動時のプリブート認証が行えなくなり、OS が起動できなくなります。)

②非通信日数超過によるロックの復旧 チャレンジ & レスポンス方式による復旧

③プリブート認証時のパスワードミスによるロックの復旧 チャレンジ & レスポンス方式による復旧

制限事項

- ・上記サポート依頼業務の問合せに関して、オンライン対応は実施しません。また管理対象 PC のハードウェアおよびエージェント以外のソフトウェア、その他周辺機器に関する問合せ、本サービス以外の技術的問合せについてはサポートしません。
- ・当社は、上記サポート業務に伴い契約者にて実施された作業に関しては、一切の保証および責任は負わないものとします。
- ・当社は、上記サポート業務において管理対象 PC のデータの保証は行わないものとします。

(5) PC 節電管理(エネパル PC パック)

1) 納品

申込書に記載された利用開始希望日に、申込書に記載された納入場所へ次の商品を納入します。利用開始希望日は申込書の提出日から 10 営業日以降の日に限り指定することができるものとします。

項目番号	名称	数量
1	エネパル PC メディアパック	1
2	エネパル PC エージェントライセンス	1
3	エネパル PC 管理アプリケーション 同時アクセスライセンス	1
4	エネパル PC サポートサービスパック	1

2) 使用許諾

1 項で納品した商品のご利用にあたっては、項目1、2、3の納品物に同梱する NEC フィールディング株式会社の「ソフトウェア使用権許諾契約書」をご確認、ご同意いただくものとします。

3) サポートサービスパック

本商品に付随するサポートサービスパックの仕様は、項目4の納品物に同梱する日本電気株式会社および NEC フィールディング株式会社の「PP・サポートサービス実施条件」、「PP・サポートサービス仕様書」、「エネパル PC サービス実施条件」、「エネパル PC サービス仕様書」(以下、仕様書という)に基づくものとします。但し、仕様書に本規約と異なる定めがあった場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

4) 利用開始

当社指定の検査合格書にお客様が記入した検収日をもって、サービス開始日とします。

サポートサービスの開始にあたり、商品納品後 30 日以内に、項目4の納品物に同梱する「PP・サポートサービスを開始するには」をご確認の上、お客様の情報登録作業を実施していただく必要があります。

5) 契約期間

本メニューの契約期間は、前項で定めたサービス開始日の同月 1 日から、「PP・サポートサービス仕様書」および「エネパル PC サービス仕様書」に記載した期間とします。

6) 契約台数の変更

本メニューでは、既存の申込みに対する PC 台数の変更はできません。

7) 情報の消去

本メニューの契約が終了した場合、契約終了日の属する月の翌々月の第 1 営業日にお客様の一切の情報を破棄するものとします。

(6) URL フィルタリング

1) 当社は、管理対象 PC の利用場所を問わず、あらかじめ規定したポリシーに則り利用することができるセキュアなインターネット環境を提供します。エンドユーザー ソフトウェアおよび管理機能を有した Web サーバは、「Zscaler Terms of Use」に基づきゼットスケーラー株式会社が提供する「Zscaler」を提供するものとします。

2) 当社は、契約者に対しインターネットを介して以下のサービスを提供します。

2-1) 本メニューを利用する為の認証情報の発行および管理

契約者が Web サーバを利用する為の認証情報の発行および管理を行います。

2-2) ログインページおよびガイド・マニュアル入手先への外部リンクの発行

契約者が Web サーバの認証ページへアクセスする為のリンクおよびサービスに付属するガイド・マニュアルを入手先へアクセスする為のリンクをログインページ上で外部リンクとして提供します。

2-3) ドキュメントの提供

名称	内容	提供方法
管理者ガイド(本書)	サービス提供内容の説明、初期セットアップ、Web ポータルの操作方法など	www01.kddi-pcad.jp からダウンロード
インストールマニュアル	エージェントのインストール、アンインストール、接続ポートの確認手順など	
アカウント通知書	ID、問合せ先など	メール添付

※ドキュメントや提供方法は予告なく変更することがあります。

3) 次に定める事項は、本メニューの対象外となります。

- 3-1) サービスに付属するガイド・マニュアルに記載されている基準を超えている場合
- 3-2) エンドユーザー・ソフトウェアの初期設定以外の各種設定および導入作業
- 3-3) エンドユーザー・ソフトウェアに起因しない端末の不具合についての対応
- 3-4) 技術員を現地に派遣しての対応
- 3-5) 定期点検、予防処置
- 3-6) エンドユーザー・ソフトウェアのインストール及びアンインストール時に表示されるメッセージの変更

(7) PC制御オプション

本サービスは、PC資産管理/PC操作ログ をご利用いただいている場合に提供可能なオプションサービスとなります。PC資産管理/PC操作ログ の専用ソフトウェアがインストールされたPC(以下、管理対象PC)の制御をWeb 管理画面から行う機能を提供します。

制御機能は以下の4 つになります。

(1) USB メモリ制御

管理対象PC のUSB メモリを以下のいずれかに制御ができます。

使用禁止

使用許可(読み取り専用)

使用許可(読み書き可能)

USBメモリ制御は、以下のサービスを使用するデバイスが対象となります。

KEY_LOCAL_MACHINE\SYSTEM\CurrentControlSet\services\usbstor

制御可能なデバイスの例は以下のとおりです。

USBメモリ、外付けHDD、携帯ミュージックプレイヤーの内蔵メモリ、スマートフォンに外付けされたSDカード。※USBマウス、外付けUSBキーボード、プリンタ、PCに内蔵されたスロットに接続されるSDカードなどは対象外となります。

(2) WindowsUpdate強制適用

管理対象PCにWindowsUpdate を強制的に実行します。

(3) ファイル配信

指定したファイルをエージェントPC に配信します。配信後にファイルの実行、削除、PC の再起動することができます。

(4) 省電力設定

エージェントPC の消費電力を抑える設定を行います。対応OS はWindows XP、Windows 7 です。

※ 制限事項

Wiindows XP のエージェントPC に対して省電力設定のジョブを実行すると、電源設定は省電力用に変更されますが、電源設定の名前は変更されません。

以上

『サービス料金表』

1. 新規契約時の一時金

メニュー	料 金	備 考
PC 資産管理工事費	「申込台数」に「PC資産管理月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	
PC 操作ログ工事費	「申込台数」に「PC操作ログ月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	
ウイルス対策工事費	「申込台数」に「ウイルス対策月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	
HDD 暗号化工事費	「申込台数」に「HDD暗号化月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	
URL フィルタリング工事費	「申込台数」に「URLフィルタリング月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	
URL フィルタエージェントオプション工事費	「申込台数」に「URLフィルタエージェントオプション月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	「URLフィルタリング」契約時のみ申込み可能
PC 制御オプション工事費	申込台数」に「PC制御オプション月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	「PC資産管理」もしくは「PC操作ログ」契約時のみ申込み可能
セット提供(PC 資産管理+PC 操作ログ)工事費	「申込台数」に「セット提供月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	「PC資産管理」と「PC操作ログ」を同時に申込む場合に適用
PC セットプラン専用(PC 資産管理+ウイルス対策)提供工事費	「申込台数」に「PCセットプラン専用月額料金」の1ヶ月分を乗じた額	PCセットプランと同時に申込む場合に適用
キャンペーン/PC 制御オプション提供工事費	無償	2011/10/27から2012/3/31の間にキャンペーン専用メニューを申込みした場合に適用

メニュー	料 金	備考
PC 節電管理(エネパル PC パック)	¥203,000(税込:¥213,150)	50~100 台の場合
	¥473,000(税込:¥496,650)	101~300 台の場合
	¥623,000(税込:¥654,150)	301~500 台の場合
	¥1,023,000(税込:¥1,074,150)	501~1,000 台の場合
	¥2,723,000(税込:¥2,859,150)	1,001~3,000 台の場合
	¥4,023,000(税込:¥4,224,150)	3,001~5,000 台の場合
	¥7,023,000(税込:¥7,374,150)	5,001~10,000 台の場合

2. 契約変更時の一時金

メニュー	料 金	備 考
PC 資産管理台数追加工事費	「1. 新規契約時の一時金」と同様	
PC 操作ログ台数追加工事費		
ウイルス対策台数追加工事費		
HDD 暗号化台数追加工事費		
URL フィルタリング台数追加工事費		
PC 制御オプション台数追加工事費		
キャンペーン/PC 制御オプション台数追加工事費		2011/10/27から2012/3/31の間にキャンペーン専用メニューを申込みした場合に適用

URL フィルタエージェントオプション台数追加工事費	「1. 新規契約時の一時金」と同様	
セット提供(PC 資産管理+PC 操作ログ)台数追加工事費		
PC セットプラン専用 台数追加工事費		
台数減少に係る工事費 台数追加を伴わない契約変更	無料	

3. 月額料金

メニュー	月額料金	備考
PC資産管理	1台あたり¥500(税込:¥525)	
PC操作ログ	1台あたり¥500(税込:¥525)	
ウイルス対策	1台あたり¥400(税込:¥420)	
HDD暗号化	1台あたり¥500(税込:¥525)	
URLフィルタリング	1台あたり¥300(税込:¥315)	
URLフィルタエージェントオプション	1台あたり¥150(税込:¥157)	「URLフィルタリング」契約時のみ申込み可能
PC制御オプション	1台あたり¥150(税込:¥157)	「PC資産管理」もしくは「PC操作ログ」契約時のみ申込み可能
セット提供 (PC資産管理+PC操作ログ)	1台あたり¥700(税込:¥735)	「PC資産管理」と「PC操作ログ」を同時に申込む場合に適用
PCセットプラン専用 (PC資産管理+ウイルス対策)	1台あたり¥700(税込:¥735)	PCセットプランと同時に申し込む場合に適用
キャンペーン/PC制御オプション	無償	2011/10/27から2012/3/31の間にキャンペーン専用メニューを申込みした場合に適用

メニュー	料 金	備考
PC 節電管理(エネパル PC パック)	¥80,000(税込:¥84,000)	50～100 台の場合
	¥180,000(税込:¥189,000)	101～300 台の場合
	¥300,000(税込:¥315,000)	301～500 台の場合
	¥450,000(税込:¥472,500)	501～1,000 台の場合
	¥700,000(税込:¥735,000)	1,001～3,000 台の場合
	¥1,100,000(税込:¥1,155,000)	3,001～5,000 台の場合
	¥2,000,000(税込:¥2,100,000)	5,001～10,000 台の場合

以上

『改定履歴』

日付	版数	改定内容
2009年8月21日	1.0版	初版作成
2009年12月1日	1.1版	サービス開始日を開通日の翌日として追記 変更申込みの期日を10営業日前に変更 一時金の請求を開通月の翌々月へ変更
2010年7月12日	2.0版	ウイルス対策メニューを追加
2011年3月1日	3.0版	HDD暗号化メニューを追加
2011年6月29日	4.0版	PC節電管理(エネパルPCパック)メニューを追加
2011年9月30日	5.0版	URLフィルタリングメニューを追加
2011年10月27日	6.0版	PC制御オプションメニューを追加

F-SECURE®ライセンス約款

F-SECURE®ライセンス約款

本ソフトウェアは、お客様が本約款の全条件を承諾する場合に限り、お客様にライセンスされます。本ソフトウェアをインストールまたは使用することにより、お客様は本約款を読み、これに拘束されることに同意することになります。本約款の全条件に同意されない場合には、本ソフトウェアのインストール、使用、または複製は行わないで下さい。

本F-Secureライセンス約款は、ユーザ（「お客様」または「ライセンサー」）が許諾を受けるまたは使用可能な、関連文書または更新を含むあらゆるF-Secureプログラム及び/またはウェブアプリケーション（「本ソフトウェア」と総称します）に適用されます。お客様は、本ソフトウェアが、オペレーティングシステム、格納スペース、またはシステムが必要とするスペースを含み、かつこれらに限定されず、使用目的、技術的要件などの特定の制限に従うことを認め、同意するものとします。

ライセンス

本ソフトウェアは、お客様とF-Secureまたはその販売店が別途に同意した特定の期間、以下の条件に限定してお客様に使用許諾が与えられるものであり、販売されるのではありません。F-Secure及びそのライセンサーは、お客様に明示的に付与されていないあらゆる権利を留保します。

お客様には以下のことが許可されています：

- A. 本ソフトウェア、F-Secureライセンス証明書に記載されるユニット（携帯型デバイス、パーソナルコンピュータ、サーバーその他のハードウェアを指す。これらを、以下「装置」とします）の台数分のみ、本ソフトウェアをインストールし、使用すること。本ソフトウェア及び/またはそのサービスがネットワークを通じて共有されている場合、あるいはサーバ、ファイヤウォールまたはゲートウェイにおいてトラフィックを保護するために本ソフトウェアが使用される場合、本ソフトウェアによりサービスが提供されるユーザの総数に対して、お客様はライセンスを得なければなりません。その場合には、お客様は、必要に応じた台数のユニットに本ソフトウェアをインストールすることができます。
- B. インストール及びバックアップを目的として、本ソフトウェアの複製を作成すること
- C. 追加のライセンスを購入することによりライセンスの数を増やすこと。

お客様は以下のことはできません：

- A. 本約款、F-Secureライセンス証明書または関連文書に違反して本ソフトウェアをインストールし、使用すること。
- B. 第三者に本ソフトウェアの複製を配付したり、第三者に帰属するコンピュータに本ソフトウェアを電子送信したり、第三者が本ソフトウェアを複製するのを許可したりすること。
- C. 本ソフトウェアまたはその一部を変更、応用、翻訳、賃貸、リース、再販、配布したり、本ソフトウェアまたはその一部に基づいて派生的著作物を創作したりすること。
- D. 本ソフトウェアにはF-Secure、及びそのライセンサーの企業秘密が含まれているか、または含まれている可能性があることから、本ソフトウェアに対して、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他人間が認知可能な形式への変換を実行すること（著作権法の強行法規により認められる限定の場合を除く）。
- E. お客様による本ソフトウェアの利用をサポートする以外の目的で関連文書を利用すること。
- F. 本ソフトウェアのインストールに関するライセンスキーコードや認証情報を第三者に開示すること。
- G. 本ソフトウェアまたはその一部を利用して、セキュリティに関連する本ソフトウェアの目的とは別に、他の製品やサービスを併用すること。
- H. 本ソフトウェアに自動更新エージェントコンポーネントが含まれる場合、かかるコンポーネントを利用して、F-Secureの製品とサービス、そしてセキュリティ全般には無関係なソフトウェアまたはコンテンツを公開、配信、及び入手すること

本ソフトウェアについて本契約において付与されている以外の権利にお客様が関心をお持ちの場合は、F-Secureに直接ご連絡ください。

評価ライセンス

評価ライセンスは、評価バージョンをダウンロードまたはインストールした際、あるいは有効期間が制限されているライセンスをF-Secureまたはその販売店から付与された際に適用されます。本ソフトウェアは評価することにのみ目的があり、期限付きのライセンスを付与します。評価期間は本ソフトウェアをダウンロードした日、または物理的に受け渡された日から始まります。評価期間が切れた際には、F-SecureまたはF-Secureの販売店から正規のライセンスを購入するか、本ソフトウェアをアンインストールする必要があります。評価期間中に本ソフトウェアのライセンスを購入し、本ソフトウェア

を登録すると、正規のライセンスが付与され、本ソフトウェアをアンインストールする必要はありません。評価ライセンスに限り、F-Secureはサポートまたは保証を負い兼ねることとします。評価ライセンスには、上記の条項A～Hも適用されます。F-Secure及びそのライセンサーは、お客様に明示的に付与されていないあらゆる権利を留保します。

非営利ライセンス

非営利ライセンスは、F-SecureまたはF-Secureの販売店から提供される無償のバージョン(評価バージョンは除く)をダウンロードあるいはインストールする際に適用されます。ソフトウェアのライセンスは非独占的かつ譲渡不可で限定された期間のみに有効で、継続的なセキュリティ保護またはその他の目的を意図したものではなく、補足ツールとしての目的のみを持つものです。F-Secureは、非営利ライセンスのソフトウェアに関するサービスを隨時停止することができ、それらのソフトウェアのサポートや保守サービスの提供を負いかねます。非営利ライセンスには、上記の条項A～Hも適用されます。F-Secure及びそのライセンサーは、お客様に明示的に付与されていないあらゆる権利を留保します。

オープンソースライセンス

お客様は、本ソフトウェアの特定のコンポーネントが、いわゆる「オープンソース」ソフトウェアライセンスとして適用される場合があることを認めるものとします。「オープンソース」ソフトウェアライセンスとは、オープンソースイニシアティブからオープンソースライセンスまたは実質的に同様のライセンスとして承認されたソフトウェアライセンスを意味し、かかるライセンスに基づき許諾されたソフトウェアの配布条件としてのライセンスを含み、かつこれらに限定されず、販売店がソースコードフォーマットとして提供したソフトウェア(「オープンソースコンポーネント」)である必要があります。オープンソースコンポーネントが適用されるライセンスに明示的に必要とされる範囲において、各オープンソースコンポーネントのかかるライセンスの条件は、本契約条件の代わりに適用されるものとします。これらの約款で制限を禁止するライセンスの当該条件の範囲において、かかる制限は各オープンソースコンポーネントに適用されないものとします。オープンソースコンポーネントに対する特別なライセンス条件は、本ソフトウェアをインストールしたディレクトリ、または本ソフトウェアで規定された場所に特定されます。

法的権利

本ソフトウェアの権利、所有権、及び知的財産権はF-Secure及び/またはそのライセンサーに帰属します。本ソフトウェアは、著作権法並びに著作権その他の知的財産権に関する国際条約により保護されています。

限定保証及びその他の保証の放棄

媒体に関する限定保証 F-Secureは、本ソフトウェアが物理的な媒体に記録されている場合、マテリアル及び製作上の点で通常の使用において不具合がないことを、提供の日から30日間保証します。F-Secureは、本ソフトウェアが第三者の装置と一括してまたは第三者の装置とともに提供された場合には、媒体についての保証はしません。媒体に関する默示の保証(商品性及び特定目的適合性の默示の保証を含む)については、提供の日から30日間の期間に限定されています。F-Secureは、自らの選択により、媒体の交換または媒体の購入代金の返還を行います。F-Secureは、事故、悪用または誤用により損傷された媒体については、交換したり購入代金を返還する責任を負いません。

本ソフトウェアに関する保証の否認 本ソフトウェアは「現状のまま」提供され、一切の保証を伴いません。F-Secure、F-Secureへのライセンサー及びF-Secureの販売店は、所有権、非侵害、商品性及び特定目的適合性の默示の保証を含むが、それらに限定されない一切の默示の保証を明示的に否認します。F-Secure、F-Secureへのライセンサー及びF-Secureの販売店は、本ソフトウェアまたは関連文書を、正当性、正確性、信頼性その他の点について保証しません。本ソフトウェア及び関連文書が生み出す結果及びパフォーマンスについての責任は、全てお客様が負担するものとします。

保証についての完全な記述 上記の限定保証は、F-Secureが提供する唯一の保証です。F-Secure、その販売店、特約店、代理店または従業員により与えられた口頭または書面による情報や助言は、保証を行ったことにはならず、いかなる意味においても前述の限定保証の範囲を拡大しないものとし、お客様はかかる情報や助言に依存することができます。法管轄によつては、明示または默示の保証を制限または否認することを許可しないので、上記の否認がお客様に適用されないこともあり、お客様は法管轄によつては別の権利を有することができます。

責任の限定

F-Secure、F-Secureの従業員、F-Secureへのライセンサー、F-Secureの販売店またはその供給業者は、いかなる場合及び法理論においても、不法行為または契約を含み、かつこれらに限定されず、本ソフトウェアまたは関連文書の使用又は使用不能により発生する特別な、結果的、偶発的または間接的な損害(収益または利益の損失、データの紛失または破壊、装置またはアプリケーションの障害または誤作動、またはその他の商業的または経済的損失を含むがこれらに限定されない)について責任を負うものではありません。特定のソフトウェアに関する約款において明示的に記載されていない限り、かかる損害の可能性につきF-Secureが既に知らされていた場合も同様とします。いかなる原因であれ、

実損害額に対するお客様への当社の全ての責任は、お客様が本ソフトウェア購入に支払った金額が上限となります。本約款におけるいかなる記載も、消費者として取引を行う者の法律上の権利を損なうものではないものとします。またF-Secureは、これらの約款に定める義務、保証及び責任の放棄、否認及び/または限定を目的として、その従業員、販売店、ライセンサー、供給業者及び子会社に代わって行動しますが、その他の点やその他の目的でそのように行動するものではありません。法管轄によっては、偶発的または結果的損害に対する責任の限定や否認を許可しないので、上記の限定や否認がお客様に適用されないか、一部のみが適用される場合があります。

ドイツ法及びオーストリア法に基づく責任の限定

ドイツまたはオーストリアに居住する消費者により購入されたライセンスについては、責任の限定に関しては以下が適用されます。損害賠償請求、費用の補償請求その他の責任追及に関しては、本ライセンスに基づく契約上、不法行為法上、法規違反その他いずれにより発生するかを問わず、以下が適用されます。F-Secure、F-Secureへのライセンサー、F-Secureの販売店またはその供給業者は、(i)故意または重過失に基づく損害、(ii)ドイツ/オーストリア製造物責任法に基づく請求、(iii)生命、身体または健康が侵害された場合には、限定なく責任を負います。単純過失の場合には、以下が適用されます。F-Secure、F-Secureへのライセンサー、F-Secureの販売店またはその供給業者は、重要な契約上の義務に違反した場合にのみ責任を負います。この責任は、重大な金銭的損害の場合は、契約上典型的かつ予見可能な損害に限定されるものとします。

輸出規制

1. 本ソフトウェアまたはその一部がアメリカ合衆国から発送または配布された場合、お客様は、以下の事項を認めるものとします。本ソフトウェアとその管理及びサポートサービスは、技術的サービス、技術的データ(書面による、または記録されたマニュアル、設計図、計画書、図、モデル、数式、表、工学的設計、仕様、指示など)及び、その他の技術的サービス及び技術的データ(「サービス」)を含みかつこれらに限定されず、1979年の輸出管理法(以下「法令」といいます)とそれに公布される規制(以下「米国輸出規制法」といいます)を含み、かつこれに限定されず、アメリカ合衆国の米国輸出管理規制法、行政法令命令、及びそれらの改正の対象になること。本ソフトウェア及びサービスに適用される、全ての米国輸出規制法、及び国際法及び規制(法令を含み、かつこれに限定されない)、及び米国その他の政府によって発行されたエンドユーザー、最終使用及び仕向港の規制を遵守することに同意すること。
2. 本ソフトウェアがアメリカ合衆国以外の国から発送、もしくは配布された場合、お客様は、以下の事項を認めるものとします。暗号化ソフトウェアの輸出及び/または使用に関する現地の規制を遵守することに同意すること。

いかなる場合においても、ソフトウェア及び/またはその一部の、違法な輸出及び/またはお客様による暗号化ソフトウェアの使用について、F-Secureは一切責任を負いません。

アメリカ合衆国連邦政府に関する権利

本ライセンスがアメリカ合衆国、アメリカ合衆国政府機関及び/または仲介者(「米国政府」)またはその代理によって取得された場合、お客様は、本ソフトウェア及び文書は、それぞれ「営利コンピュータソフトウェア」及び「営利コンピュータソフトウェア文書」であることを認めるものとします。これらの用語は、民間機関による調達である場合は連邦調達規則(FAR)による定義(48 C.F.R. 2.101)、国防総省による調達である場合は、国防省連邦調達規定捕捉(DFARS)による定義(48 C.F.R. 252.227-7014(a)(1) and (5))に従うものとします。FARの条項48 C.F.R. 12.212及びDFARSの条項48 C.F.R. 227.7202、及びその他の規制と一致する、米国政府による本ソフト及び文書の一切の使用、変更、複製、リリース、性能、表示、開示、または配布は、これらの約款によってのみ準拠し、これらの条件によって明示的に許可されている場合を除き、禁止されるものとします。

ハイリスク活動

本ソフトウェアは、無停止保障のあるものではなく、本ソフトウェアの機能不良により死亡、傷害または身体もしくは環境への深刻な損害を直接引き起こし得る活動(「ハイリスク活動」)である、核施設、航空機の運航又は通信システム、航空管制、直接的生命維持装置、武装システム等、フェールセーフ性能が要求されるような危険な状況におけるオンライン制御装置として使用または再販されることを目的に設計、製造または企図されていません。F-Secure及びその供給業者は、ハイリスク活動への適合性についての一切の明示的または黙示的な保証を明確に否認します。

データ及び個人データの送信及び処理

お客様は、F-Secure が本ソフトウェアに関連するサービスをお客様に提供できるようにするために、本ソフトウェアが本ソフトウェアのアプリケーション、インターネット、お客様の装置、またはそれらの使用に関するデータを収集し、提出することを認め、同意するものとします。収集されるデータには、i) 初期設定によって個人が特定されない方法で処理される

セキュリティに関するデータ、技術的、統計的、分析データ、及びその他の類似データ、及び/または ii) 初期設定によって個人が特定されない方法で処理される、お客様が本ソフトウェアから積極的に提出した連絡先情報及び他のデータ、ライセンス/装置/ソフトウェア情報、サポート問題を解決するために開示された情報、サービス及びその他の類似するデータに関する情報が含まれる場合があります。収集された個人情報と、その処理についての詳細は、F-Secure のプライバシーポリシーをご覧ください。全てのデータは、安全な方法で送信されます。お客様は、F-Secure が上記の全てのデータを、さらに子会社、下請業者、販売店、及びパートナーに開示または送信することができ、これらの者は EEA(欧州経済領域)の内外に所在できることに同意するものとします。お客様は、上記に従い F-Secure がデータ及び個人データを処理することに同意するものとします。お客様に関する個人が特定されるデータの処理についてのお問い合わせ、かかるデータの修正、または同意、F-Secure によって格納されている個人データの連絡先情報の取り消しについては、本約款の最後に記載されています。

一般規定

本ソフトウェアは、F-Secure(またはお客様が本ライセンスを取得されたF-Secureの販売店)によって随時通知される機能制限に従います。F-Secureは、本ソフトウェアの更新またはアップデートに関連して、これらの要件を変更する権利を留保します。お客様は、本ソフトウェアに登録する前に、お客様の要求事項に対する本ソフトウェアの適合性を確認したことを認め、承諾するものとします。

お客様は、本ソフトウェアの全部もしくは一部が、補修、アップグレードまたは保守のため、またはF-Secureの妥当な制御を超える事由(不可抗力)により、一時的に利用できなくなる可能性があることについて通知されており、そのことを承諾するものとします。前記の中止から生じる結果について、F-Secure、F-Secure のライセンサー、または F-Secure の販売店に責任を問うことはできず、F-Secure、F-Secure のライセンサー、または F-Secure の販売店は、遭遇する技術的制約に応じて、可及的すみやかに本ソフトウェアの使用/運用を復旧することを約束するものとします。

F-Secureは、市場の変化または規制変更に適応させるため、また、今後の技術的制約を勘案するため、またはお客様により良い製品またはサービスを提供するために、本ソフトウェアの機能を修正する権利を留保するものとします。本ソフトウェアのライセンスは、本約款のいずれかにお客様が違反した場合、通知なく即刻解除されます。(ただし、その他の解除権がある場合にはそれが適用されます。)お客様には、解除の結果としてF-Secureまたはその販売店から代金の返還を受ける権利はありません。使用制限に関する本約款の条項は、解除後も効力を有し続けます。F-Secureは、本約款の条項を隨時改訂することができ、改訂された本約款は、同約款が付されて配付された本ソフトウェアの対応バージョンに自動的に適用されるものとします。本約款の一部が無効で執行不可能であると判断された場合、そのことにより本約款の残りの部分の有効性は影響を受けず、有効かつ執行可能であり続けるものとします。

下記に別段の定めのある場合を除き、本約款は、法律、規則や原則の抵触に關係なく、かつ国際動産売買契約に関する国連条約に關係なく、フィンランドの法律に準拠するものとします。本約款から発生する係争に対して司法判断を下す専属的裁判管轄権及び裁判籍は、フィンランドの裁判所にあるものとします。米国内で購入され、または米国に居住しているか米国法に従って営業している者のために購入されたライセンスに関しては、本約款の準拠法は、法律、規則や原則の抵触に關係なく、かつ国際動産売買契約に関する国連条約に關係なく、カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。その場合、本約款から発生する係争に対して司法判断を下す専属的裁判管轄権及び裁判籍は、カリフォルニアに所在する裁判所にあるものとします。フィンランドまたは米国外に居住する消費者により購入されたライセンスに関しては、本約款はかかる法管轄の現地の強行法に準拠することができます。F-Secureが本約款に従った権利執行を要求しないことを選択した場合でも、F-Secureが同権利の今後の執行も放棄したとは解釈してはならないものとします。

これらの約款または個人データの処理に関するお問い合わせ、またはF-Secureに対するその他のご質問がある場合は、次の連絡先までご連絡ください。

2010年2月

エフセキュア株式会社

〒221-0011 横浜市西区高島 2-19-12

スカイビル 23 階

電話 : 045-440-6610 Fax : 045-440-6616

E-mail: japan@f-secure.com

SecureDoc ソフトウェア使用許諾契約

重要 - 本文書は、お客様と WINMAGIC INC. およびその関連会社ならびに子会社（以下「WinMagic」とする）との間の法的な契約事項です

本ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」とする）においては、用語「ソフトウェア」とは、本ライセンスに付属の CD に収録されるか、インターネットを経由して購入できる、コンピュータ読取可能なオブジェクトコード SecureDoc™ 暗号化ソフトウェア（あらゆる改良、変更、更新、版、コピーおよびバージョン）のことを意味します。ただし、(a) 本ソフトウェアに組み込まれるか付属する、WinMagic 以外の組織から提供または付与される個別のライセンスまたはユーザー契約の対象となる、オープンソースのソフトウェア以外のあらゆるソフトウェア（以下「サードパーティーソフトウェア」とする）、および (b) 本ソフトウェアまたはサードパーティーソフトウェアと共に配布される、あらゆるオープンソースのソフトウェア（以下「オープンソースソフトウェア」とする）を除きます。“文書”とは、公開されたユーザー マニュアルおよび本ソフトウェアに付属する文書を意味します。“許諾物”とは、本ソフトウェアおよび文書を意味します。

所有権: 許諾物および許諾物に関連するあらゆる著作権、商標、特許権またはその他の知的財産権は WinMagic に帰属し、例外なしに WinMagic の唯一かつ独占的所有権があります。許諾物は、カナダ、米国および国際的な著作権法および適用される条約によって保護されています。

ライセンスの付与: 本契約の条件に従って、WinMagic はお客様に許諾物の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能、限定的な使用許諾（以下「本ライセンス」とする）を付与します。

本ライセンスの受諾: 許諾物が入った密封されたパッケージを開封する、またはインターネットから許諾物をダウンロードする前に本契約に従うことを了承することにより、お客様は本契約を読む機会があったこと、およびそれを理解したことを承諾し、本契約の条件の各条項に従うことを承認したものとみなします。お客様が本契約の条件のいずれかに同意しない、または本契約の条件に従うことに同意しない場合は、本契約に従って、WinMagic は許諾物に関してお客様が得たあらゆる利益または権利を取り消し、お客様は許諾物の入ったパッケージの開封後 10 日以内に許諾物を購入元に返却し、また該当する場合は、直ちに許諾物のダウンロードを中止する必要があります。

サードパーティーソフトウェア: 本ソフトウェアに組込まれる、または付属するあらゆるサードパーティーソフトウェアは WinMagic 以外の組織に帰属し、カナダ、米国および国際的な著作権法および適用される条約によって保護されています。WinMagic は、WinMagic が本契約で許諾される本ソフトウェアと共にサードパーティーソフトウェアを使用するために必要な権利、許可および了解を得ています。しかし、本ソフトウェアに組込まれる、または付属するこれらすべてのサードパーティーソフトウェアには、お客様がサードパーティーソフトウェアを使う権利の前提となる個別の独立した条件および制約を含む個別のソフトウェア使用許諾契約の対象となる、または対象となることがあります。本ソフトウェアの条件を受諾および使用、またはそのいずれかを行ったかに関わらず、本契約に基づき WinMagic がお客様に提供可能なサードパーティーソフトウェアに関する権利、特権または資格（適時変更されることがある）を超える権利、特権または資格をお客様は受けるものとはせず、また、お客様は本契約で認められかつお客様または WinMagic に適用されるより限定的なサードパーティーソフトウェアの使用許諾契約で認められる範囲に限定して、サードパーティーソフトウェアを許諾物と共に使用することに同意したものとみなします。さらに、許諾物に関連して本ライセンスを受諾することで、お客様はサードパーティーソフトウェアの使用許諾契約をすべて受諾し、またサードパーティーソフトウェアの使用許諾契約に関して、「本ライセンスの受諾」の規定をサードパーティーソフトウェアの使用許諾契約に必要な変更を加えて受け入れたものとみなします。

オープンソースソフトウェア: お客様に提供される通り、本ソフトウェアおよびサードパーティーソフトウェアには、本ソフトウェアおよびサードパーティーソフトウェアが動作する Linux ベースの OS を開発するために使用されているオープンソースソフトウェアが付属する場合があります。これらのオープンソースソフトウェアは、配布目的に限定して本ソフトウェアおよびサードパーティーソフトウェアに

組み込まれている場合であっても、本ソフトウェアおよびサードパーティーソフトウェアとは別の独立したソフトウェア プログラムを形成し、配布されます。これらのオープンソース ソフトウェアには、該当するオープンソース ソフトウェアの使用許諾に関する条件および通知事項が適用され、それらは www.winmagic.com/products/licenses/open_source の URL に規定されています（以下「オープンソース ソフトウェアの使用許諾」とする）。上記「本ライセンスの受諾」と題する項の規定に従って本契約に従うことに同意することで、お客様は該当するオープンソース ソフトウェアに関して適用されるオープンソース ソフトウェアの使用許諾の条件に同意したものとみなされます。

使用制限： WinMagic の文書による事前の承認なく、本ソフトウェアまたはサードパーティーソフトウェア（以下、総称して「ライセンス ソフトウェア」と呼ぶ）を変更、修正、リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたは配布（営利/非営利、有償/無償の如何によらず）、サブライセンス、再販売もしくは譲渡すること、またはライセンス ソフトウェアと共に、または一部として動作するようにいかなるソフトウェア（インストールされたプログラムを含むがこれに限らない）を作成またはコンパイルすることを禁じます。なお本承認は、WinMagic の単独の裁量により理由なく保留されることがあります。ライセンス ソフトウェアは、バックアップおよび保管の目的でのみ、1 度コピーを作成することができます。お客様によるオープンソース ソフトウェアの使用は、該当するオープンソース ソフトウェアの使用許諾が適用されます。

お客様は、WinMagic が妥当な通知を行った場合に、お客様の本契約の遵守状況について監査を行う権利を有することに同意するものとします。この監査で本契約の条件に対する重大な違反が発見されない限り、監査に関する費用はすべて WinMagic の負担とします。重大な違反が発見された場合には本契約に対する違反の是正に関するすべての費用に加えて、当該監査のすべての費用をお客様が負担するものとします。監査は通常の就業時間中に行い、WinMagic はお客様の業務を妨害しないよう努力するものとします。

価格および支払い： 許諾物およびサードパーティーソフトウェア（以下、総称して「ソフトウェア パッケージ」と呼ぶ）の販売価格には、連邦、州、地方および市税（WinMagic の法人税以外）およびソフトウェア パッケージの各アイテムの送料は含まれておらず、ソフトウェア パッケージの販売価格と併せて（必要な場合は）これらの費用を購入時に支払う必要があります。支払い期日までに本契約に定めた金額をすべて支払わない場合は、お客様は全額が支払われるまで未払いの金額（経過利息を含む）に加えて年 18% の利息（または準拠法で規定される額のいずれか低い方）を毎月 WinMagic に支払うものとします。

限定保証： 許諾物購入の日から 90 日間（以下「保証期間」とする）および本契約の規定に従って、WinMagic は以下を保証します。（i）本ソフトウェアをお客様に提供するメディアに重大な欠陥がないこと、および（ii）本ソフトウェアが添付の文書に記載される仕様に合理的に適合していること。以下の場合は、本規定で提示する限定保証を無効とし、お客様はその保証に関していかなる請求もしないものとします。（i）お客様がソフトウェア パッケージの購入者ではない、（ii）保証内容に抵触する欠陥または瑕疵について、お客様が保証期間中に文書により WinMagic に通知しない、（iii）本ソフトウェアまたは本ソフトウェアが提供されるメディアが不適切に使用された、（iv）WinMagic から発行されたアップデートをお客様が速やかにインストールしない、（v）本ソフトウェアまたは本ソフトウェアが提供されるメディアが、事故、不注意、誤使用、その他誤用または本契約に違反する行為によって損傷、改造またはその影響を受けている、（vi）欠陥または瑕疵の原因の全部または一部が WinMagic 以外のものにある、または（vii）購入時点で WinMagic が本ソフトウェアの動作保証をしていないシステムに本ソフトウェアがインストールされている。お客様が保証期間中に適切に保証の請求をした場合、この限定保証に従って WinMagic が果たす責務は、その単独の裁量により（i）お客様が支払ったソフトウェア パッケージの購入価格およびその他適切な費用をお客様に払い戻す、（ii）ライセンス ソフトウェアを交換する、または（iii）ライセンス ソフトウェアに関するサポートを電子メールで提供する、のいずれかとなります。WinMagic が単独の裁量によりライセンス ソフトウェアの交換を選択した場合、交換されたライセンス ソフトウェアに適用される保証期間は、オリジナルの保証期間の残日数と 30 日のいずれか長い方とします。ソフトウェア パッケージ、ソフトウェア パッケージに対するサポートまたは本ライセンスに関して WINMAGIC が提供する保証は、本規定で提示する限定保証に限られます。準拠法で認められる最大範囲内で、WINMAGIC は、明示的、暗示的、または風習もしくは取引慣行によって発生するか否かを問わず、一切の保証は行わず、権原、権利の非侵害、商業性、特定の目的への適合性の暗示的な保証を特に否認するものとします。

さらに、WINMAGIC は、準拠法で認められる最大範囲内で、特に明示的または暗示的に関わらず、制定法もしくはその他の法もしくは風習、取引過程もしくは取引慣行によって発生するか否かを問わず、サードパーティーソフトウェアまたはオープンソース ソフトウェアに関する権原に関する条件、権利の非侵害や商業性、特定の目的への適合性の暗示的な保証を含み、表明または保証は行わず、一切の条件もなく、一切の保証を否認するものとします。

補償： お客様に対する申し立てまたは訴訟が、お客様の本ソフトウェアの正当な使用がソフトウェア パッケージの購入日またはそれ以前に登録されたカナダまたは米国の著作権または特許権の直接侵害にあたるという訴えである限りにおいて、お客様がその申し立てまたは訴訟を文書により速やかに WinMagic に通知し、その申し立てまたは訴訟、和解または解決のための交渉に対して WinMagic が抗弁するためのあらゆる権限、情報および便宜を WinMagic に提供する場合は、WinMagic はお客様を擁護し、またはその判断によりそれを解決し、お客様の妥当な訴訟費用、損害およびその申し立てまたは訴訟により最終的にお客様が支払いを命ぜられた費用をすべて補償します。次に示す特許権または著作権の侵害、主張、申し立てまたは訴訟に関して、WinMagic はお客様に対して本契約に基づくいかなる責務または義務も負わないものとします。 (i) 本ソフトウェアと WinMagic 以外のものによって供給された他の製品の組み合わせ、(ii) インストール後に行われた WinMagic 以外のものによる本ソフトウェアに対する追加または変更、(iii) サードパーティーソフトウェア、オープンソースソフトウェアおよびこれに関連する文書類を含むがこれに限らない、WinMagic の所有権を主張できないあらゆるソフトウェアまたは他の技術。WinMagic の明示的な書面による事前の承認がない限り、お客様の訴訟費用に関して WinMagic は本契約に基づくいかなる義務も負わないものとします。本ソフトウェアまたはその一部が何らかの侵害の申し立ての対象となった、またはその恐れがあると WinMagic が判断した場合、WinMagic は WinMagic の判断と費用負担のもとに、(i) 引き続き本ソフトウェアを使用する権利をお客様に与える、(ii) 侵害がなくなるように本ソフトウェアを交換または修正する、または (iii) 本ライセンスのためにお客様が WinMagic に支払った金額から引渡しの日以降毎月 2% を減じた額を返金する権利を有します。本規定は、本ソフトウェアおよびその一部による特許権または著作権侵害の申し立てに関する、WinMagic の唯一完全な責任、およびお客様に対する唯一完全な救済措置について規定します。

責任の制限： WINMAGIC が当該損害の可能性について勧告されていた、または予見し得た場合であっても、WINMAGIC または WINMAGIC のいかなる関連会社も、保証または契約違反、不法行為、過失、厳格責任の如何によらず、逸失利益、ビジネス、事業機会の損失に関する訴えを含むがこれに限らない、お客様の特別、派生的、偶発的、間接的損害、もしくは懲罰的損害賠償を含むがこれらに限定せずに、に対してもいかなる責任も負わないものとします。SECUREDOC™ のキー データベースまたはプロファイルのバックアップを怠った、またはパスワードを忘れたためにデータが喪失した場合、WINMAGIC は一切の責任を負わないものとします。

守秘義務： WinMagic およびお客様は共に、本契約およびソフトウェア パッケージに関連して互いの秘密情報（以下「秘密情報」とする）入手またはこれを扱う機会があることを確認します。お客様は、ソフトウェア パッケージに WinMagic が開発、取得または許諾を受けた独占的な秘密情報および企業秘密が含まれることに同意するものとします。WinMagic およびお客様は共に、互いの秘密情報を保護するために必要な適切なあらゆる予防措置を講じるものとします。措置には以下が含まれます。(i) 自己の秘密情報を保護するためのあらゆる手段を講じる、(ii) WinMagic の秘密情報については特に、お客様は WinMagic またはその代理人が要求するその他の手段を講じることに同意するものとします。許諾物に示された秘密または独占情報の表示の除去、コピーまたは改ざんを禁じます。許諾物に著作権表示を行うことは、開示またはその他秘密性を損なうものとはみなされません。

以下の場合を除き、いずれの当事者も、個人、団体その他の者に対して機密であると指定された他方当事者の秘密情報の全部または一部も開示しないものとします。ただし、(i) 秘密情報を使用することが認められたアクセスを必要とする従業員またはコンサルタントであって、(ii) 本契約その他に従って、使用ならびに非開示制約に従うことに同意している場合は除外します。WinMagic が要求する場合、従業員またはコンサルタントが本契約の規定に適合するよう、お客様は従業員およびコンサルタントに適切な機密保持契約を結ばせるものとします。お客様は、許諾物または WinMagic の秘密情報を許可なく使用または開示することが WinMagic およびそのライセンサーに重大な損害を及ぼすことには同意するものとします。無許可の使用または開示が発生した場合、お客様は直ちに WinMagic に通知し、自己の費用負担のもとに許諾物または秘密情報を正常な状態に戻すために必要な、または適切なあらゆる処置を講じ、その後の無許可の使用または開示が発生するのを防止するものとします。いずれの当事者も、以下を立証できる秘密情報に関しては何ら責務を有しないものとします。(i) 許諾物の受領の前に知見していた、または独自に開発されていた、(ii) 守秘義務の生じない状況で第三者から合法的に入手していた、または (iii) 一方の当事者または本守秘義務が適用されるその当事者の従業員またはコンサルタントの行為または不作為によらず、一般に公知だった。

輸出規制： 本ソフトウェア、サードパーティーソフトウェアおよびオープンソースソフトウェアは、輸出入規制の対象となる場合があります。本ソフトウェア、サードパーティーソフトウェアおよびオープンソースソフトウェアをカナダおよび米国以外に輸出する場合は、事前に関係当局の許可が必要となることがあります。お客様は、本ソフトウェア、サードパーティーソフトウェアおよびオープンソースソフトウェアの輸出入に適用されるカナダおよび米国のあらゆる法律および規則に完全に従うものとします。

米国政府の制限された権利： 米国政府によるライセンス ソフトウェアの使用、変更、複製、譲渡、表示または公開は、本契約および 48 C.F.R.

セクション 12.12 およびサブセクション 227.7202-3 を含むがこれに限らない、連邦規制に規定される制約事項の対象となります。

譲渡： WinMagic は、本契約および本契約に基づく WinMagic の権利を、お客様に通知することなく関連会社、子会社または第三者に売却、移転または譲渡する権利を有します。以下に示す条件のもとで、WinMagic の文書による事前の承諾により（正当な理由なく保留されない）、お客様は本契約および本契約に基づくお客様の権利を第三者に移転および譲渡する権利を有します。(i) その当事者が本契約の条件に従い、(ii) サプライセンス、リース、売却、その他金銭を得る目的で第三者にライセンス ソフトウェアを移転しない。

解除： 本ライセンスは購入の日から有効となり、解除されるまで効力が存続します。お客様は、許諾物のコピーを破壊し、コンピュータから本ソフトウェアをアンインストールすることで、いつでも本ライセンスおよび本契約を解除することができます。WinMagic は、お客様が本契約の条件または規定に違反した場合、破産、倒産した、またはその恐れがある場合、または何らかの理由により本契約または本ライセンスに基づく、またはソフトウェア パッケージに関する WinMagic の権利および利益が、お客様または第三者からの脅威にさらされていると WinMagic が正当に判断した場合、いつでも本契約、本ライセンスおよびサードパーティ ソフトウェアに関するお客様のあらゆる権利を解除することができます。

準拠法： 本契約には、適用可能なオンタリオ州法およびカナダ国法が適用されます。お客様は、本契約または本契約の主題に対して起こされる訴訟に関しては、オンタリオ州裁判所に裁判管轄権があることに同意するものとします。

雑則： 本契約のいずれかの規定の全部または一部が無効と判断された場合でも、本契約の残りの規定は引き続き有効であるものとします。本契約は、その主題に関してお客様と WinMagic の間の完全な合意であり、従前の書面、交渉、表明または了解事項すべてに取って代わります。

修正： 本契約は、適時 WinMagic により一方的に修正される場合があります。これらの修正に関する通知は、WinMagic のウェブサイトに掲載されます。これらの修正は、WinMagic のウェブサイトに掲載されてから 30 日後に有効となります。これらの修正が WinMagic のウェブサイトに掲載された日から 30 日が経過した以降も許諾物を使用し続ける場合は、お客様は、修正された本契約の条件に無条件で従うこととに同意したものとみなされます。WinMagic のウェブサイトに掲載された本契約に対する修正に同意しない場合は、お客様は直ちに許諾物の使用を止め、上記「本ライセンスの受諾」で述べる規定に従う必要があります。

本契約に関してご質問がある場合、または何らかの理由で WinMagic に連絡を取りたい場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

WinMagic Inc.
200 Matheson Blvd W, Suite 201
Mississauga, Ontario, Canada L5R 3L7
電話番号： +1 905 502-7000
ファックス番号： +1 905 502-7001
営業：1-888-879-5879 メール アドレス：Info@WinMagic.com

Zscaler Terms of Use

EXCEPT AS OTHERWISE PROVIDED HEREIN, ANY SERVICES PROVIDED BY ZSCALER EITHER DIRECTLY OR INDIRECTLY ARE PROVIDED "AS IS", WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND TO CUSTOMER OR ANY THIRD PARTY INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE, EFFORT TO ACHIEVE PURPOSE, QUALITY, ACCURACY, NON-INFRINGEMENT, AND QUIET ENJOYMENT. IN NO EVENT SHALL ZSCALER'S AGGREGATE LIABILITY ARISING OUT OF OR RELATED TO SUCH USE, WHETHER IN CONTRACT, TORT OR UNDER ANY OTHER THEORY OF LIABILITY, EXCEED THE SERVICE CHARGES PAID BY SUCH CUSTOMER OVER THE PREVIOUS 12 MONTHS. IN NO EVENT SHALL ZSCALER HAVE ANY LIABILITY FOR ANY LOST PROFITS, LOSS OF DATA, LOSS OF USE, COSTS OF PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES, OR FOR ANY INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, PUNITIVE, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES HOWEVER CAUSED AND, WHETHER IN CONTRACT, TORT OR UNDER ANY OTHER THEORY OF LIABILITY, WHETHER OR NOT ZSCALER HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

Zscaler warrants that the Zscaler Network will process and deliver web requests 99.99% of the total hours during every month Zscaler provides the Services ("Zscaler Availability Warranty"). "Zscaler Network" means the network of data centers, data connections and equipment that Zscaler maintains to process and deliver web requests. The Zscaler Availability Warranty is calculated by measuring solely the Downtime due in whole or in part to Zscaler's inability to provide service to Customer which are not attributable to events of Force Majeure as described herein, or to acts or omissions by the Customer or its staff/officers/ agents/ contractors which are in contravention of this Agreement, or to the acts or omissions of any third parties. Customer must contact Zscaler in writing within 15 business days of the end of the month in which Customer believes the warranty obligations were not maintained. In the event it is clearly shown that Zscaler did not meet its warranty commitments, Zscaler's sole obligation (to Customer and Customer's sole and exclusive remedy) will be to provide an extension of the current term at no charge to Customer in an amount equal to 10% of an additional month of Services for each 0.5% or part thereof of Downtime in the calendar month in question, subject to a maximum of 100% of a full month of additional Services for any calendar month. Zscaler shall not be liable for any delay, failure in performance, loss or damage due to: fire, explosion, power blackout, earthquake, flood, severe storms, strike, embargo, labor disputes, acts of civil or military authority, war, terrorism, acts of God, acts or omissions of internet traffic carriers (or other problems inherent in the use of the internet or electronic communications), acts or omissions of regulatory or governmental agencies, or other such causes beyond its reasonable control (each a "Force Majeure"). "Downtime" is defined as any unscheduled time during which the Zscaler Services are unavailable, measured from the time of actual interruption of the Services, until the time such Services are restored.

Customer's use of the Services is subject to all applicable local, state, national and foreign laws and regulations. Customer agrees to comply with such laws and regulations and with Zscaler's most current Acceptable Use Policy, if any, (as published by Zscaler from time to time). Customer is solely responsible for its activities in using the Services including the activities of its employees and its contractors and all parties that Customer allows to have access to the Services provided by Zscaler. Customer will supply Zscaler with all technical data and all other information Zscaler may reasonably request from time to time to allow it to supply the Service. Customer acknowledges and accepts that, as between the parties, all right, title and interest in and to the Services and all Zscaler IP Rights associated with and in

the Services shall at all times remain vested in Zscaler and its licensors, and Customer shall acquire no rights, express or implied, in the

Services, other than the right to use granted in this Agreement. Customer shall use the Service solely for its internal business purposes as contemplated by this Agreement and shall not use it to: (i) send spam or any other form of duplicative and unsolicited messages other than marketing and promotional messages to Customer's clients and prospective clients as contemplated by the Service; (ii) transmit through or post on the Service unlawful, immoral, libelous, tortious, infringing, or defamatory material; (iii) transmit material containing software viruses or other harmful or deleterious computer code, files, scripts, agents, or programs; (iv) interfere with or disrupt the integrity or performance of the Service or the data contained therein; (v) attempt to gain unauthorized access to the Service, computer systems or networks related to the Service; or (vi) harass or interfere with another user's use and enjoyment of the Service.

Customer acknowledges that in providing the Service, Zscaler utilizes (i) the product names associated with the Service and other trademarks; (ii) certain audio and visual information, documents, software and other works of authorship; and (iii) other technology, software, hardware, products, processes, algorithms, user interfaces, know-how and other trade secrets, techniques, designs, inventions and other tangible or intangible technical material or information (collectively "Zscaler Technology") and that the Zscaler Technology is covered by intellectual property rights owned or licensed by Zscaler ("Zscaler IP Rights"). Other than as expressly set forth in this Agreement, no license or other rights in the Zscaler IP Rights are granted to the Customer and all such rights are hereby expressly reserved.

Zscaler grants Customer and its Seat users a non-exclusive, non-transferable, non-sublicenseable right to access and use the Service for the purpose for which it is made available to Customer and otherwise in accordance with the terms of this Agreement. Customer grants to Zscaler a non-exclusive, non-sublicenseable license to use, copy, store, modify and display the Customer Data solely to the extent necessary to provide the Service. Customer shall not (i) modify, copy or make derivative works based on the Zscaler Technology; (ii) disassemble, reverse engineer, or decompile any of the Zscaler Technology; or (iii) create Internet "links" to or from the Service, or "frame" or "mirror" any of Zscaler's content which forms part of the Service (other than on Customers' own internal intranets). Zscaler acknowledges that the content of all network traffic sent to or received from Customer (the "Customer Data") through use of the Service is confidential. In the normal provision of the Service, Zscaler will not access, read or copy content other than by electronic methods and for the purposes of providing the Services. However, Zscaler may utilize the malware, spam, botnets or other information related to the Service for the purpose of: (i) maintaining and improving the Services, (ii) complying with all legal or contractual requirements, (iii) making malicious or unwanted content anonymously available to its licensors for the purpose of further developing and enhancing the Services, and (iv) anonymously aggregating and statistically analyzing the content and (v) other uses related to analysis of the Services. "Seat" means an Internet user (an individual who has access to the Internet) on behalf of whom Services are being provided.

As used herein, "Confidential Information" means all information of a party ("Disclosing Party") which the Disclosing Party designates in writing as being confidential when it discloses such information to

the other party ("Receiving Party"), including without limitation the terms and conditions of this Agreement, the Zscaler Technology, the Service, business and marketing plans, technology and technical information, product designs, and business processes (whether in tangible or intangible form, in written or in machine readable form, or disclosed orally or visually). Confidential Information shall not include any information that: (i) is or becomes generally known to the public without the Receiving Party's breach of any obligation owed to the Disclosing Party; (ii) was independently developed by the Receiving Party without the Receiving Party's breach of any obligation owed to the Disclosing Party; or (iii) is received from a third party who obtained such Confidential Information without any third party's breach of any obligation owed to the Disclosing Party. The Receiving Party shall not disclose or use any Confidential Information of the Disclosing Party for any purpose outside the scope of this Agreement, except with the Disclosing Party's prior written permission. Each party agrees to protect the confidentiality of the Confidential Information of the other party in the same manner that it protects the confidentiality of its own proprietary and confidential information of like kind, but in no event shall either party exercise less than reasonable care in protecting such Confidential Information. If the Receiving Party discloses or uses (or threatens to disclose or use) any Confidential Information of the Disclosing Party in breach of this Agreement, the Disclosing Party shall have the right, in addition to any other remedies available to it, to seek injunctive relief to enjoin such acts, it being specifically acknowledged by the parties that any other available remedies are inadequate.

All notices under this Agreement shall be in writing and shall be delivered to the addresses notified by the parties to each other by a means evidenced by a delivery receipt, by facsimile or by email. Notice shall be deemed to have been given upon: (i) personal delivery; (ii) the second business day after delivery receipt; (iii) 48 hours after sending by confirmed facsimile; or (iv) 48 hours after sending by email. Notices to Zscaler shall be addressed to its then current corporate headquarters to the attention of its CFO, with a copy to its General Counsel. Notwithstanding anything herein to the contrary, in the case of free trials, notification of termination may be provided through the Service or verbally (in addition to the other ways set forth in this Section); additionally, Zscaler may terminate a free account (e.g. evaluation) at any time in its sole discretion. If any provision of this Agreement is held by a court or arbitrator of competent jurisdiction to be contrary to law, the provision shall be changed by the court or by the arbitrator and interpreted so as best to accomplish the objectives of the original provision to the fullest extent permitted by law, and the remaining provisions of this Agreement shall remain in effect, unless the modification or severance of any provision has a material adverse effect on a party, in which case such party may terminate this Agreement by notice to the other party.

Neither party may assign any of its rights or obligations hereunder, whether by operation of law or otherwise, without the prior express written consent of the other party. Notwithstanding the foregoing either party may assign this Agreement without consent of the other party in connection with a merger, acquisition, corporate reorganization, or sale of all or substantially all of its assets which does not involve a direct competitor of the other party. Any attempt by a party to assign its rights or obligations under this Agreement in breach of this Agreement shall be void and of no effect. This Agreement shall be governed exclusively by, and construed exclusively in accordance with, the laws of the United States and the State of California, without regard to its conflict of laws provisions.

Zscaler provides services and uses software and technology that may be subject to the United States export control administered by the U.S. Department of Commerce, the United States Department of Treasury office of Foreign Assets Control, and other U.S. agencies and the export control regulations of Switzerland and the European Union. Customer acknowledges

and agrees that the Services shall not be used, and none of the underlying information, software, or technology may be transferred or otherwise exported or re-exported to countries as to which the U.S., Switzerland and/or the European Union maintains an embargo (collectively "Embargoed Countries"), or to or by a national or resident thereof, or any person or entity on the U.S. Department of Treasury's List of specially Designated Nationals or the U.S. Department of Commerce's Table of Denial Orders (collectively "Designated Nationals"). The lists of Embargoed Countries and Designated Nationals are subject to change without notice. By using the Service, you represent and warrant that you are not located in, under the control of, or a national or resident of an Embargoed Country or Designated National. Customer agrees to comply with all U.S., Swiss and European Union export laws and assume sole responsibility for obtaining licenses to export or re-export as may be required. The Service may use encryption technology that is subject to licensing requirements under the U.S. Export Admin. Regulations 15 D.F.R. parts 730-774 and Council Regulation (EC) No. 1334/2000. Zscaler makes no representations that the Service is appropriate or available for use in other location. If Customer uses the Service from outside the U.S., Switzerland and/or the European Union, Customer is solely responsible for compliance with all applicable laws, including without limitation export and import regulations of other countries.

This Agreement, the Order Forms and any approved additional Order Forms constitute the entire agreement between the parties as to its subject matter, and supersede all previous and contemporaneous agreements, proposals or representations, written or oral, concerning the subject matter of this Agreement. Except as contemplated to the contrary herein with respect to Order Forms, no modification, amendment, or waiver of any provision of this Agreement shall be effective unless in writing and signed by the party against whom the modification, amendment, or waiver is to be asserted. In the event of any conflict between the provisions in this Agreement and a mutually agreed upon executed Order Form, the terms of the mutually executed Order Form shall prevail to the extent of any inconsistency. The terms and conditions stated in this Agreement supersede any different terms and conditions contained in Customer's purchase order(s) or any other document that may be accepted by Zscaler for Customer's (or Reseller's) convenience; Zscaler hereby objects to the terms and conditions of such Customer documents to the extent they conflict herewith.

(参考) Zscaler Terms of Use 日本語訳

本契約に別段の規定がある場合を除いて、Zscaler が直接的、間接的を問わず提供する一切のサービスは「現状のまま」で提供されるものとし、明示的であれ黙示的であれ、商品性、特定目的への適合性、目標達成の努力や品質、精度、非侵害性、平穡享受を含むいかなる種類の保証も顧客または第三者に付与されません。かかる使用から生じる、または使用に関連する Zscaler の責任総額はいかなる場合も、契約の記述や不法行為の有るなし、またはいかなる責任論を問わず、顧客がそれ以前の 12 カ月に支払ったサービス料を超えないものとします。Zscaler は、損害の可能性を事前に通知されていたか否かにかかわらず、また契約の記述あいは不法行為の有るなしを問わず、またはいかなる責任論のもと生じたとしても、発生したデータの損失、使用的の損失、代替商品またはサービス調達費用、利益の損失などの責任、または間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰的損害賠償、派生的損害などの責任をいかなる場合も負わないものとします。

Zscaler が本サービスを提供する各月に、Zscaler ネットワークは WEB リクエストを総時間の 99.99% 処理し配信することを Zscaler は保証します（以下「Zscaler の可用性の保証」といいます）。「Zscaler ネットワーク」とは、Zscaler が WEB リクエストを処理し配信するために維持するデータセンター、データ接続および装置のネットワークを意味します。Zscaler の可用性の保証は、本契約に規定された不可抗力、顧客やその社員/役員/代理店/下請業者による本契約違反となる行為または怠慢、または第三者による行為または怠慢に起因せずして、Zscaler の顧客への本サービス提供が一部または全部不能になったことによるダウンタイムのみを測定して計算されます。顧客は保証義務が維持されなかつたと判断した月の月末 15 営業日以内に書面で Zscaler に連絡する必要があります。Zscaler が保証の誓約を守らなかつたことが明確に示された場合、Zscaler の唯一の義務（顧客に対する義務および顧客の唯一の救済）は、いずれかの暦月での追加サービスとして満 1 か月の 100% を最大限度とする条件で、問題となる暦月でのダウンタイムの発生率の 0.5% 毎に本サービス追加月の 10% に相当する時間を現行期間の延長として顧客に無償で提供することです。

Zscaler は火事、爆発、停電、地震、洪水、暴風雨、ストラキ、禁輸措置、労働紛争、内乱または軍事行為、戦争、テロ、天災、インターネット通信事業者の行為または怠慢（またはインターネットや電子通信の使用に本来備わる他の問題）、規則または政府当局の行為または不作為、合理的な支配を超えた他の原因（すべて「不可抗力」といいます）による遅滞、履行不能、損失または損害に対し責任を負いません。「ダウンタイム」とは Zscaler の本サービスが得られない予定外の時間と定義され。本サービスの実質的な中断の時刻からサービスが復旧した時刻までを計測します。

顧客による本サービスの利用は、適用される地方、州、国、外国のすべての法律および規則に従うものとします。顧客はかかる法律、規則、および Zscaler の最新の利用規定（適時 Zscaler が発行）を遵守することに同意します。顧客は本サービスを利用する活動に対し、顧客が Zscaler の提供する本サービスへのアクセスを許可する顧客の従業員、下請業者および一切の関係者の活動も含めて、単独で責任を負うものとします。Zscaler

が本サービスの提供にあたり適時正当に要求するすべての技術データおよび他の情報を、顧客は Zscaler に提供します。両当事者の関係においては、本サービスにかかる権利、権原、利権の一切、および本サービスに関する Zscaler IP 権利の一切は常に Zscaler とそれらのラセンサーに与えられるること、顧客は本契約で許諾された使用権以外、本サービスにおけるいかなる権利も、明示黙示を問わず、取得できないことを、顧客は認識し同意します。

顧客は本契約に意図された社内業務目的でのみ本サービスを使用し、以下のために使用してはなりません。（i）本契約で意図された顧客のクラントや見込み客に送信するマーケティング用および販促用メッセージ以外のスパムまたはその他の未承諾の複製メッセージを送信する（ii）不法、不道徳、中傷的、不法行為、権利侵害または名誉毀損の内容を本サービスを通じて送信または投稿する（iii）ソフトウェアのウイルス、その他有害なコンピュータ コード、フグール、スクリプト、エージェント、プログラムを含む内容を送信する（iv）本サービスまたはそれに含まれるデータの統合性や性能を妨害もしくは混乱させる（v）本サービスに関するサービス、コンピュータ システム、またはネットワークに権限のないアクセスを得ようと試みる（vi）他のユーザの本サービスの使用および享受を妨害するか、攻撃する。

顧客は本サービス提供において Zscaler が以下を使用することを承諾します。（i）本サービスに関する製品名および他の商標（ii）一定の聴覚情報、視覚

情報、ドキュメント、ソフトウェアおよび原作者の作品（iii）他の技術、ソフトウェア、ハードウェア、製品、プロセス、アルゴリズム、ユーザインターフェース、ノウハウ、他の企業秘密、テクニック、設計、発明、その他有形または無形の技術資料および情報（総称して「Zscaler のテクノロジ」といいます）。さらに顧客は Zscaler のテクノロジが Zscaler 所有の、またはラセンス取得の知的所有権（以下「Zscaler IP 権利」といいます）で保護されていることを確認します。本契約に明示的に規定されている場合を除いて、Zscaler IP 権利におけるいかなるラセンス、他の権利も顧客には許諾されず、一切の権利は明示的に留保されています。

Zscaler は顧客およびそのシート ユーザに、本契約条件に従って顧客やその他に利用が認められた目的のため、本サービスにアクセスし使用する非排他的、移転不可、再実施権なしの権利を許諾します。顧客は本サービス提供に必要な範囲のみにおいて顧客のデータを使用、複製、保管、修正、表示する非排他的、再実施権なしのラセンスを Zscaler に許諾します。顧客は以下を禁じられています。（i）Zscaler のテクノロジの修正、複製またはそれに基づく派生著作物の生成、（ii）Zscaler のテクノロジの逆エンジニアリングまたは逆コンバーチ、（iii）本サービスに、または本サービスからインターネット「リンク」を張る、または本サービスの一部をなす（顧客自身の社内ネットは除く）Zscaler のコンテンツを「フレーム」または「ミラー」する。サービスの使用により顧客へ送信される、または顧客から受領する一切のネットワーク トラフィックのコンテンツ（「顧客データ」といいます）は秘密情報であることを Zscaler は認識しています。本サービスの通常の条件において、Zscaler は本サービス提供の目的で電子的方法以外にてコンテンツにアクセスし、読み、または複製することはできません。しかし、Zscaler は以下の目的で本サービスに関連する破壊工作ソフト、スパム、ボットネットまたはその他の情報を利用することができます。（i）本サービスを維持し向上させる、（ii）一切の法的および契約上の要件を遵守する、（iii）本サービスをさらに発展、増強させる目的で、悪意のある不要なコンテンツを匿名でラセンサーに利用可能にする、（iv）コンテンツを匿名で集計、統計的に分析する、（v）本サービスの分析に関連する他の使用。「シート」とはインターネット ユーザ（インターネットにアクセス権を有する個人）を意味し、その人のために本サービスが提供されています。

本契約に記載される「秘密情報」とは、一方当事者（「開示当事者」といいます）が他方当事者（「受領当事者」といいます）に情報を開示するときに、書面で秘密だと指定した開示当事者の一切の情報を意味し、本契約の条件、Zscaler のテクノロジ、サービス、事業およびマーケティング計画、テクノロジおよび技術情報、製品設計、ビジネス プロセス（有形であれ無形であれ、書面であれ機械読取形式であれ、口頭での開示であれ書面での開示であれ）などを含みますがこれに限定されません。秘密情報には以下の情報は含まれません。（i）受領当事者の開示当事者に対する義務違反によらず公知である、または公知となった情報、（ii）受領当事者の開示当事者に対する義務違反によらず、受領当事者が独自に開発した情報、（iii）開示当事者に対する義務違反を犯すことなく秘密情報を取得した第三者から受領した情報。開示当事者の書面による事前の許可がない場合、受領当事者は本契約の範囲外の目的のために開示当事者のいかなる秘密情報も開示または使用してはなりません。各当事者は自己の同類の専有および秘密情報を保護するとの同様の方法にて、他方当事者の秘密情報の機密性を保護し、いかなる場合も各当事者はかかる秘密情報の保護のため相当な注意を行使することに同意します。受領当事者が本契約を違反して開示当事者のいずれかの秘密情報を開示または使用する（または開示もしくは使用する恐れがある）場合、開示当事者は利用できる他の救済措置に加えて、とくに、利用できる他の救済が適切でないと両当事者が認めた場合、かかる行為を禁止する差止救済を求める権利を有します。

本契約に基づくあらゆる通知は書面にて、両当事者が互いに通知した住所宛

に、受領証により証明される方法、フデクシミリ、または e-メールにて送達されるものとします。通知は以下の場合に受領されたと見なされます。(i) 直接に手渡し、(ii) 受領証付郵便での郵送後 2 営業日、(iii) 受領確認付きフデクシミリで送信後 48 時間、または (iv) e-メール送信後 48 時間。

Zscaler への通知はその時点での本社の住所宛に、CEO 気付、コピーを総合弁護士宛にして送達します。本契約にこれと異なる規定があるにもかかわらず、無料トロールの場合、終了通知は口頭またはサービスを通して（本項に規定された他の方法に加えて）通知することができます。さらに、Zscaler はいつでも単独の裁量で、フリー・カウント（評価など）を終了することができます。本契約のいざれかの条項が正当な管轄権を有する裁判所または調停員により法律に違反すると判断された場合、当該条項はかかる裁判所または調停員により変更され、法律が認める最大範囲において元の条項の目的を達成するための最善の条項として解釈され、本契約の残りの条項は有効に存続します。ただし、条項の修正もしくは分離がいざれかの当事者に重大な悪影響を及ぼす場合、かかる当事者は他方当事者に通知することにより本契約を終了することができます。

いざれの当事者も、他方当事者の事前の明示的な書面での同意がない限り、たとえ法の運用であろうとその他であろうと、本契約に基づく権利または義務の一部なりとも譲渡することはできません。上記にかかるわらず、合併、買収、会社再編、他方当事者の直接的な競合相手を含まない全資産または大半の資産の売却に関連する場合、いざれの当事者も他方当事者の同意なしに本契約を譲渡することができます。本契約に違反して本契約に基づく権利または義務を譲渡しようとする一方当事者の試みは無効です。本契約は法の抵触の原則に關係なく、排他的に米国法およびカリフォルニア州法に準拠し、これによって解釈されます。

Zscaler が提供するサービスおよびソフトウェアやテクノロジの使用は米国商務省、米国財務省海外資産管理局、その他の米国政府機関に管理される米国輸出管理、スイスおよび欧州連合の輸出管理規制に従う可能性があります。米国、スイスおよび/または欧州連合が禁輸措置を維持している諸国（総称して「禁輸国」といいます）、または米国財務省特別指定国リストもしくは米国商務省輸出禁止対象者リストに載っている国、その居住者、個人、法人（総称して「指定国」といいます）に対し、本サービスは使用されてはならず、基本的な情報、ソフトウェア、テクノロジのいざれも移転、輸出、または再輸出できないことを、顧客は認識し同意します。禁輸国リストおよび指定国リストは通知なしに変更されます。本サービスを使用することにより、あなたは禁輸国または指定国に所在せず、それらの管理下にもあらず、それらの国民または居住者でもないことを表明し保証します。顧客は米国、スイスおよび欧州連合の一切の輸出法に準拠し、必要に応じて輸出または再輸出ラセンスを取得する単独の責任を担うことになります。本サービスは米国輸出管理規則 15 D.F.R. parts 730-774 および理事会規則 (EC) No. 1334/2000 に基づく技術供与要件に従う暗号化技術を使用することができます。Zscaler は本サービスが他の場所での使用に適切または有効とは表明しません。顧客が米国、スイスおよび/または欧州連合以外の国で本サービスを使用する場合、顧客は前記以外の国の輸出入規則を含み、これに限らず適用されるあらゆる法律に準拠する単独の責任を負います。

本契約、注文書および承認された追加注文書は本契約の主題に関する両当事者の完全なる合意を構成し、それ以前および同時期における本契約の主題に関する書面または口頭での合意、提案、表明に取って代わるもので、注文書に関し本契約に反して意図されている場合を除いて、本契約の条項の変更、修正または権利放棄は書面にして、かかる変更、修正または権利放棄が行使される側の当事者の署名がない限り有効となりません。本契約の条項と、相互に合意して作成された注文書とのあいだに矛盾がある場合、不一致のある範囲において、相互に合意して作成された注文書の条件が優先します。本契約に規定された条件は、顧客（または再販業者）

の便宜のため Zscaler が受領する顧客の購入注文書またはその他の書類に含まれる異なる条件に取って代わるものであり、両者の条件が矛盾する範囲において、Zscaler はかかる顧客の書面の条件をここに拒否します。